

1 年保存

基労保発0617第2号
平成22年6月17日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務室長

労災保険年金等及び労災診療費に係る債権管理の事務引継について

標記について、国の債権管理等に関する法律施行令第7条に基づき、平成22年6月1日をもって債務者の所在地を管轄する貴局歳入徴収官に事務を引き継ぎますので、よろしくお取り計らい願います。

また、「事務引継書」、「事務引受書」、「引受及び調査決定決議書」、「債権管理票」及び関係書類を同封いたします（「事務引受書」は、平成22年6月1日付けで引受けし、同日付けで「引受及び調査決定決議書」による当該債権の調査決定をすること）。

なお、関連通達は昭和42年9月11日付け基発第893号及び平成13年3月30日付け基発第218号であるので念のため申し添えます。